

株式会社ケアテック運営規程

ケアテック KOIWA

(居宅介護等)

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアテックが開設するケアテック KOIWA (以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護・重度訪問介護の事業 (以下「居宅介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者 (厚生労働大臣が定める者) (以下「居宅介護等」という。)が、障害者 (児) に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする等を記載する。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護等は、障害者 (児) の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ケアテック KOIWA

二 所在地 東京都江戸川区南小岩 8-15-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 2名 (常勤 1名うち一名管理者兼務・非常勤 1名) 介護福祉士 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護・重度訪問介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

三 居宅介護員等 2級課程修了者(初任者研修)修了者 20名 居宅介護員等は、障害者(児)の居宅介護、重度訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日の営業とする。

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

三 サービスの提供は、365日。但し、年末年始に関しては、訪問介護員の状況により出来ない場合があります。

(指定居宅介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護等の提供方法及び内容は次の通りとする。

一 居宅介護

身体介護 : 入浴・排泄及び食事の介護、通院介助等

家事援助 : 調理・洗濯及び掃除等の家事

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに

外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他生活全般にわたる援助

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は告示上も額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。

ただし、区市町村が定める月額負担上減額の範囲内とする。

3 事情の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護等に要した交通費は有料とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける事とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする傷害の種類を次のように定める。

居宅介護 身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病対象者(18歳未満の者を除く)

重度訪問介護 身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病対象者（18歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、江戸川区・葛飾区の区域とする。

（虐待防止への取り組み）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第10条 当事業所は、当該事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 当該事業における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。

2 当該事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(相談・苦情対応・ハラスメント処理)

第 12 条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護または居宅介護計画に位置づけた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望、相談、苦情、ハラスメント等に対し迅速に対応する。

(事故処理)

第 13 条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 当事業所は、資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 カ月以内

二 継続研修 年 2 回 (虐待防止・感染症に関する研修等)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアテックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

この規定は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

この規程は平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

この規定は平成 27 年 11 月 1 日から施行する